

公立鳥取環境大学長の再任審査について

令和3年6月11日
公立鳥取環境大学学長選考会議

令和3年度末をもって、江崎信芳（えさきのぶよし）理事長兼学長の任期（4年：平成30年4月1日～令和4年3月31日）が満了することに伴い、学長選考会議から再任（任期2年）の意思を照会したところ、学長から再任の意思が示されました。今後、次のとおり再任審査を行います。

1 学長の再任審査について

(1) 学長選考会議による審査

「所信表明書」及び「学長の職務に係る業績調書」等の審査及び面談を行い、それらを総合的に判断し、再任の可否を審議する。

(2) 選考基準

ア 求められる学長像

公立大学法人公立鳥取環境大学理事長選考規程第2条（学長候補者の資格）

「学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」を基本とし、以下の（ア）～（ウ）を基準に選考を行う。

- (ア) 公立大学法人における教学及び経営の最高責任者として、豊かな経験と優れた能力を有し、適切に大学を運営することができる者、大学の社会的使命を達成する上で、強い指導力を発揮できる者
- (イ) 大学の競争的環境の中で、本学の教育研究の高度化、社会との連携及び地域社会、国際社会への貢献を適切かつ効果的に推進することができる者
- (ウ) 教職員の意欲と創意を引き出し、本学の個性と特色を発揮することにより、本学の存在感を高めることができる者

イ 評価の視点

6つの観点（①本学の将来構想、②本学のマネジメント、③地域連携・地域貢献のあり方、④国際交流のあり方、⑤教育・研究又はその他の分野における職務上の実績、及び組織運営の実績、⑥対外インパクト）から総合的に評価する。

なお、再任審査では、現任期の業務実績を踏まえて審査する。

(3) 審議の結果、再任を否と決定した場合の取扱い

新たな学長候補者の選考を行う。

2 再任審査結果の公表について

再任審査結果は本学ホームページに掲載するとともに、報道機関に公表する。（9月頃を予定）

3 再任された学長の任期について

令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

※ 本学定款において、学長の任期は6年を超えない範囲内と定められ、以降の再任はない。

4 公立大学法人公立鳥取環境大学学長選考会議について

経営審議会及び教育研究審議会から各3名ずつ選出された委員6名により構成

<手続きフロー>

